

笠間市

# 生殖補助医療費等助成事業

◀この掲載内容は基本情報です。詳細な内容や申請手続きについては、笠間市 こども政策課へお問い合わせください。▶

笠間市では、生殖補助医療等の治療(保険診療・自由診療とも)を受けた方を対象に、治療にかかる費用(自己負担額)の一部を助成します。

## ○対象となる治療

令和4年4月1日以降に開始した、以下の治療。

治療の種類	治療の内容	助成限度額
①生殖補助医療	・体外受精、顕微授精など ・公益社団法人 日本産科婦人科学会の「体外受精・胚移植に関する登録施設」および「顕微授精に関する登録施設」に登録されている医療機関で受けた治療。	1回の治療につき 上限 20万円まで
②男性不妊治療	・精巣または精巣上体から精子を採取するための手術 ※①の治療に至る過程で行われた治療に限る。 ・①の対象医療機関または対象医療機関が紹介した医療機関で受けた治療。	1回の治療につき 上限 5万円まで
③一般不妊治療	・不妊検査、人工授精など ・産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関で受けた治療。	1年度につき 上限 5万円まで

※「1回の治療」とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始から、「妊娠の確認」まで(または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したときまで)の一連の過程を指します。また、以前に行った体外受精や顕微授精などにより作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

### 【対象とならない治療】

- ・卵胞が発達しないなどにより、卵子採取以前に中止した場合。
- ・第三者の精子・卵子を用いた治療や、第三者が代わりに妊娠・出産する治療。
- ・笠間市特定不妊治療費補助事業や他の自治体の助成を受けた治療。

## ○助成対象者 次のすべての要件を満たしている方が対象です。

1. **法律上の婚姻**をしている、または**事実婚関係にある夫婦**であること。
2. 夫婦の双方または一方が、治療の開始日から申請日まで**引き続き市内に住所を有している**こと。
3. 不妊治療以外に妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師が判断していること。
4. 市税を完納していること。
5. 治療の初日における**妻の年齢が42歳以下**であること。

## ○助成回数

① 生殖補助医療、② 男性不妊治療	・初回申請の治療開始日における妻の年齢が 39歳までの方…………… 6回まで 40歳～42歳の方…………… 3回まで
③ 一般不妊治療	・助成を受けた後、出産した場合と12週以降に死産に至った場合は、回数をリセットすることができます。 ・茨城県不妊治療費助成事業や笠間市特定不妊治療費補助事業による助成は回数に含まれません。
1年度につき上限額 5万円に達するまで(複数回申請可)	

## ○申請期限

1回の治療終了ごとに、その治療が終了した日から起算して **90日以内 または 年度の末日のいずれか早い日**

お問い合わせ先・申請窓口 笠間市こども政策課

〒309-1734 笠間市南友部 1966-1 TEL: 0296-78-3155  
(地域医療センターかさま内)

笠間市ホームページ



→裏面もご確認ください。

○申請に必要な書類(★印はすべての方、□印は該当する方のみ)

<b>《すべての方が必要な書類》</b>	
★	笠間市生殖補助医療費等補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
★	生殖補助医療、男性不妊治療の申請……生殖補助医療費等補助金受診等証明書(様式第2号) 一般不妊治療の申請……一般不妊治療受診等証明書(様式第3号) ※医療機関に作成を依頼してください。
★	治療費の領収書・明細書(原本またはコピー)
<b>《保険診療による治療を受けた方》</b>	
□	限度額適用認定証 ※事前に保険者より交付を受けてください。
<b>《保険者から高額療養費や付加給付金等の支給を受けた方》</b>	
□	高額療養費支給決定通知や医療費付加給付等支給証明書など(原本またはコピー) ※高額療養費に該当する場合や、加入している健康保険から付加給付金等が支給される場合などは、必ずご加入の健康保険へ請求したのち、決定通知などを添付して申請してください。
<b>《事実婚関係にある方》</b>	
□	事実婚関係に関する申立書
□	夫婦それぞれの戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の原本 ※申請日から3か月以内に発行されたもの。
<b>《助成を受けた後に出産・12週以降の死産に至ったため、回数をリセットする方》</b>	
□	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)や死産届の写しなど、出産の事実が確認できる書類

※要件の確認ができない場合は、上記以外の書類が必要となる場合があります。

○【参考】生殖補助医療の対象医療機関(茨城県内)

茨城県内で、公益社団法人 日本産科婦人科学会の「体外受精・胚移植に関する登録施設」および「顕微授精に関する登録施設」に登録されている医療機関です。(令和6年4月1日現在)

県外の対象医療機関については、公益社団法人 日本産科婦人科学会ホームページ「施設検索」をご覧ください、各医療機関に直接お問い合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
筑波学園病院	つくば市上横場 2573-1	029-836-1355
筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	029-853-3900
根本産婦人科医院	笠間市八雲 1-4-21	0296-77-0431
石渡産婦人科医院	水戸市上水戸 1-4-21	029-221-2553
小埜医院	小美玉市田木谷 169-3	0299-58-3185
遠藤産婦人科医院	筑西市八丁台 63	0296-20-1000
福地レディースクリニック	日立市鹿島町 2-17-4	0294-27-7521
つくば ART クリニック	つくば市竹園 1-6-1 つくば三井ビル 4階	029-863-6111
いがらしクリニック	龍ヶ崎市栄町 4659-3	0297-62-0936
つくば木場公園クリニック	つくば市松野木 101-6	029-836-4123
おおぬき ART クリニック水戸	水戸市三の丸 3-11-1	029-231-2553

※実際に対象の治療を行っているか等は、各医療機関に直接お問い合わせください。

○不妊に関する相談窓口(茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談を受け付けています。県内2か所(県央地区・県南地区)で個別面談相談、県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせください。

◆相談予約受付・お問い合わせ先 茨城県産婦人科医会

電話:029-241-1130(月～金曜日、午前9時～午後3時)